

2022年10月14日
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

下記のとおり、特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行うことにしましたので、お知らせします。

記

1. 銘柄 (株)オウケイウェイヴ 株式 (コード: 3808、ネクスト市場)
2. 特設注意市場 2022年10月15日(土)
銘柄指定日
条文 有価証券上場規程第503条第1項第3号(適時開示の規則に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため)
3. 上場契約違約金 468万円
金額
条文 有価証券上場規程第509条第1項第1号(適時開示の規則に違反し、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるため)
4. 理由 株式会社オウケイウェイヴ(以下「同社」という。)は、①2022年6月10日に債権取立不能となった資金運用の委託(以下「本件投資」という。)に関する調査報告書を、②同年6月27日に過年度の決算内容を含む本件投資に係る適時開示資料15件の訂正等を、また、③同年9月20日に追加調査報告書を開示しました。

これらの開示等により、以下の適時開示の規則の違反状況が明らかになりました。

- ・本件投資スキームが架空であり、同社が、投資委託先に対し法律上必要な登録・届出の確認や与信調査等を行わず、架空と認識し得る数多くの端緒がありながら適切に対応することなく本件投資を行い、架空の投資利益の計上を開示した結果、2021年6月期から2022年6月期第2四半期までの決算短信等の訂正に至ったこと
- ・同社は、業績予想修正の決議にあたり、本件投資に係る債権回収について発生していたリスク情報を取締役会で共有することも回収を担保する手続きもとっておらず、2022年3月30日には架空の投資利益により2022年6月期の親会社株主に帰属する当期純利益が黒字化すると業績予想を開示していたこと
- ・同社は、黒字化の業績予想を公表した20日後の同年4月19日に、前期連結

純資産の約9割もの債権の取立不能を開示したが、同月11日にその取立不能のおそれの発生を認識してから徒に当該開示を遅延していたこと

- ・ 同社が同年4月28日に公表した公認会計士等の異動の開示も、発生後速やかに行われず異動の経緯の記載が不備であったこと

こうした開示が行われた背景として、同社の内部管理体制等について、主に以下の点が認められました。

- ・ 複数の元取締役が、本件投資について、自身の委託先との取引関係、スキームの内容、債権の回収遅延の発生、法務部等に指摘されていた遵法性や不合理性の問題等の情報を他の役員と共有せず、取締役会の機能を低下させていたこと
- ・ 取締役会は、必要な情報が共有されていないとの事情を除いても、本件投資が会社存続を危うくするほどリスクの高いものであったにもかかわらずその認識が乏しく、リスク等に関する議論が不十分であったこと
- ・ 過去の投資案件での不適切な開示に対して、当取引所にリスク管理体制等の改善を繰り返し誓約し、本件投資においても当時の会計監査人に指摘されていたにもかかわらず、与信審査が行われず、債権の回収が遅延している中で漫然と投資を拡大していたなど、リスクや与信の管理体制に不備があったこと
- ・ 本件投資を推進していた元取締役が、リスク・与信・債権管理、適時開示業務、監査対応を行い、実務と権限が集中しており、さらに内部監査の責任者でもあるなど牽制が及ばない状況となっていたこと
- ・ 監査役会は、当時の会計監査人から繰り返し指摘されていた同社の与信管理体制の状況を確認し整備を提言することもなく、内部監査でもその問題を確認していなかったこと

これらは、同社の内部管理体制上の不備を示すものであり、同社では脆弱な内部管理体制の下で、投資者の投資判断に深刻な影響を与える開示が適切に行われていませんでした。さらに、同社では最近まで不適切な開示が散見され繰り返し内部管理体制の改善を誓約していた中で本違反が発生し、その審査中にも子会社管理が不全となっている事象が発生しているなど、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

また、本違反は、同社が長期間に亘り内部管理体制の改善が不十分となっていた状況において不適切な開示を継続していたものであり、その結果、同社が、投資判断情報として重要性の高い決算情報等について誤った内容を公表し続け、巨額の債権の取立不能の発覚後も速やかに開示が行われなかったことを踏まえると、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

以 上